

屋外広告物の表示には許可が必要です！

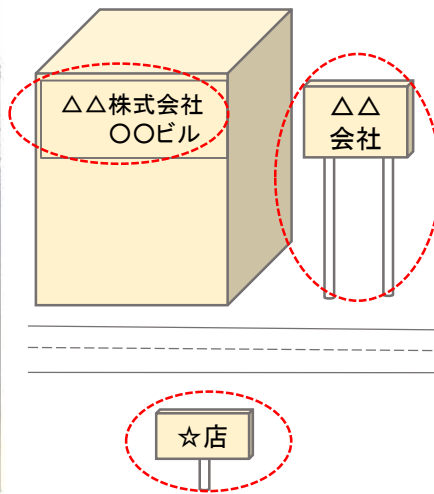
屋外広告物条例では屋外広告物を表示する際には、**自己の管理する土地に営業内容を表示する看板等でも許可が必要**としています。（一部適用除外があります。）

【該当例】

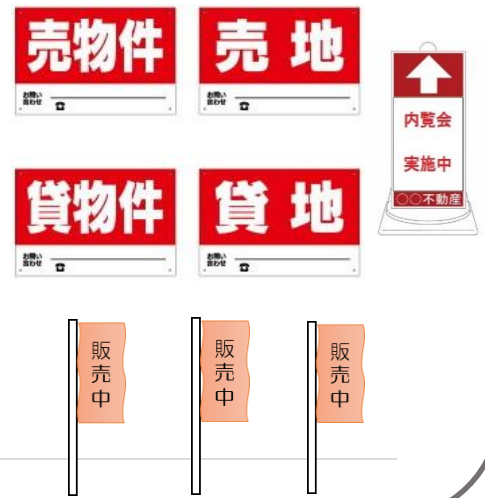
〔 工事中仮囲い 〕



〔 会社名等 〕



〔 空き地や他者の土地に表示する看板等 〕



屋外広告物の許可申請は裏面記載の窓口にお問い合わせください。
許可が必要かどうか、許可を受けているか不明な場合もお問い合わせください。

※一定の場所（壁や地面）に固定し、継続的に表示する場合は屋外広告物に該当します。（簡易的に設置するものも含む）

●看板等の広告物の設置には屋外広告業の登録が必要です

広告物の設置を業として行う場合には群馬県への業登録が必要です。

※前橋市、高崎市はそれぞれ独自の登録制度があるため、各市で設置を行う場合には群馬県とは別に登録が必要になります。

群馬県への登録は下記までお問い合わせください。
群馬県都市計画課
TEL：027-226-3652

●次の物件には原則として広告物を表示できません

橋りょう、分離帯、擁壁、街路樹、信号機、道路標識、カーブミラー、ガードレール、歩道柵、電柱、街灯柱 等

※道路上や、道路上に突出して設置する際には別途、道路管理者の許可が必要です。

屋外広告物の許可申請窓口

	申請先	TEL	所管地域 (広告物表示場所)
県の 土木 事務所	渋川土木事務所 施設管理係	0279-22-4055	渋川市、榛東村、吉岡町
	伊勢崎土木事務所 施設管理係	0270-25-4010	玉村町
	藤岡土木事務所 施設管理係	0274-22-2156	上野村、神流町
	富岡土木事務所 施設管理係	0274-63-2255	南牧村、甘楽町
	安中土木事務所 施設管理係	0274-63-2255	安中市
	中之条土木事務所 施設管理係	0279-75-3047	長野原町、嬭恋村、草津町、 高山村、東吾妻町
	沼田土木事務所 施設管理係	0278-24-5511	沼田市、片品村、昭和村、 みなかみ町
	桐生土木事務所 施設管理係	0277-53-0121	みどり市
	館林土木事務所 施設管理係	0276-72-4355	館林市、板倉町、明和町、 千代田町、大泉町、邑楽町
市 町村	前橋市役所 都市計画課 景観係	027-898-6974	前橋市
	高崎市役所 都市計画課 景観室	027-321-1350	高崎市
	桐生市役所 都市計画課 景観係	0277-46-1111	桐生市
	伊勢崎市役所 都市計画課 景観係	0270-24-1211	伊勢崎市
	太田市役所 都市計画課 都市景観係	0276-47-1111	太田市
	藤岡市役所 都市計画課 景観係	0274-22-1211	藤岡市
	富岡市役所 都市計画課 景観係	0274-62-1511	富岡市
	下仁田町役場 建設水道課 土木管理係	0274-64-8807	下仁田町
	中之条町役場 建設課 都市計画・住宅係	0279-75-8828	中之条町
	川場村役場 むらづくり振興課 森林環境係	0278-52--2111	川場村